

# 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

## 第1節 整備基本計画策定の経緯と目的

### 1 計画策定の経緯

史跡大御堂廃寺跡は倉吉市駄経寺町2丁目に所在する寺院跡で、山陰を代表する最古級の本格的な古代寺院である。平成6・7年（1994・1995）度に行われた範囲確認調査では、寺域西限を画す築地塀が検出され、続いて平成8年～平成12年（1996～2000）の5次にわたり行われた確認調査では、大規模な整地を伴う寺域や堂塔を備えた伽藍配置、長大な導水施設などが検出された結果、遺跡の重要性が明らかとなった。

平成13年（2001）に国史跡に指定されたのち、指定地内の中心部分に保護盛土を行ったうえで広く芝生が張られ、緑地帯として遺構の保全を図っている。現在は市街地内のオープンスペース機能を重視して都市公園となっており、多目的に活用されてきた。一方で、現地では遺構表示等が無いため、古代寺院の建物を立体的にイメージすることは難しく、史跡としての価値が正しく理解され、貴重な歴史遺産として保存・管理されているとは言い難い状況となっている。

平成29年（2017）3月に策定された「鳥取県立美術館整備基本構想」で、史跡指定地の北側の隣接地に県立美術館が建設されることが決定し、平成30年（2018）7月に「鳥取県立美術館整備基本計画」で、令和6年（2024）度に開館することが示された。

こうした状況の中、本市は令和2年（2020）3月に『史跡大御堂廃寺跡保存活用計画』（以下、保存活用計画という。）を策定した。保存活用計画では、本史跡の価値を次世代へ正しく確実に継承できるよう、歴史的価値や構成要素を明らかにし、保存・管理、活用、整備、運営・体制の方向性と方法を示した。そして、本史跡の本質的価値が正しく理解され、本史跡が地域住民の誇りや愛着を醸成する場となり、周辺の文化財や新たに建設される県立美術館とも連携を図りながら、地域活性化や観光振興に寄与することを目指して、史跡整備の事業を進めていくこととした。

### 2 計画の目的と対象範囲

整備基本計画（以下、本計画という。）の目的は、保存活用計画において示された保存・管理、活用、整備、運営・体制の方向性や方法を踏まえたうえで、その実現に向けた各種整備や活用の具体的な方法を示すものである。

本計画の直接の対象範囲は、史跡指定地である。ただし、指定地外の南側に接して中門・南門・築地塀など主要施設が存在が想定され、寺域が広がることは明らかである。また、指定地外の東側では、本史跡に関連する遺跡の存在が推定される。このことから、計画の対象範囲は、本史跡指定地、及び南門等施設の遺構が存在する可能性の高い指定地南隣接地の旧駄経寺町字五反田・字松ヶ坪<sup>1</sup>、また東隣接地の旧上灘町字石ヶ坪・藤田<sup>2</sup>を含めるものとする。

保存活用計画では、指定地内を大御堂廃寺の歴史を体感できる遺構復元ゾーンと、各種イベント等に利用できる多目的ゾーンに区分したが、本計画においては、平面的なゾーン区分は設けないものとする。

注1・2：現在は区画整理により字名は消滅している。以下地区名標記には旧字名を使用する。



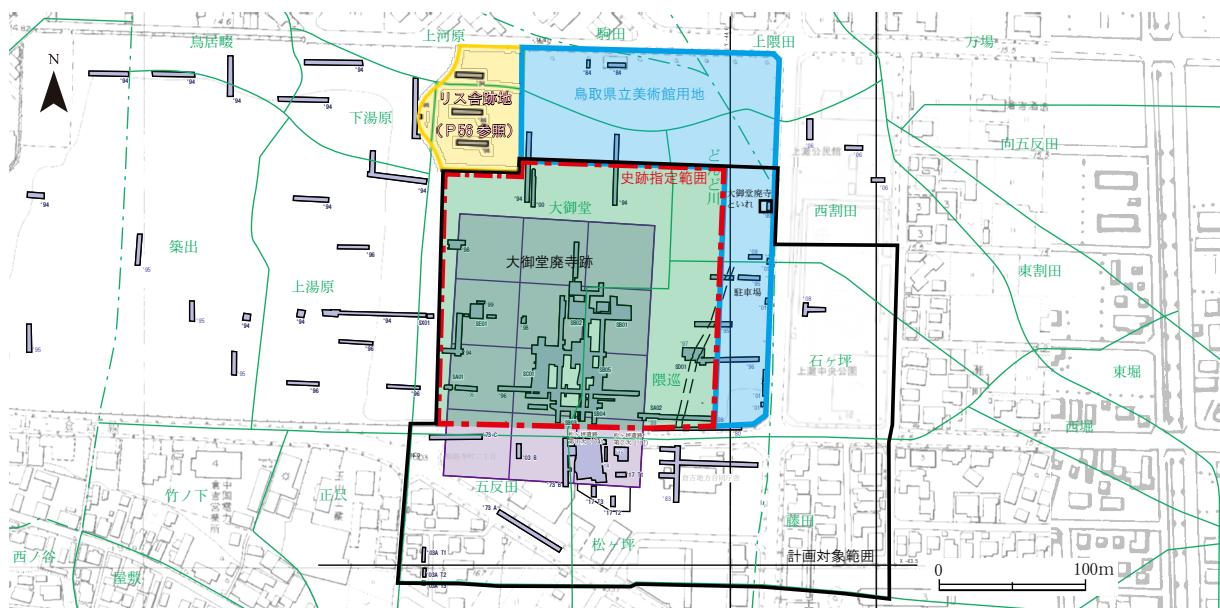


図 1-2 計画対象範囲図

## 第2節 委員会の設置と経過

### 1 委員会の設置

本計画策定にあたっては、専門的な見地からの指導・助言を受けるため、令和2年（2020）7月に「史跡大御堂廃寺跡整備検討委員会」（以下、委員会という。）を設置した。委員会では、倉吉市教育委員会が整備基本計画案を提示し検討を行い、随時、文化庁、鳥取県の指導・助言を仰ぎ、計画策定を行った。委員会の体制は以下のとおりである。

表 1-1 史跡大御堂廃寺跡整備基本計画策定委員会 委員等一覧

	氏名	所属（職名）	備考
委員長	坂井 秀弥	公益財団法人大阪府文化財センター理事長	考古学
副委員長	福井 伸一郎	山上憶良の会会長	教育
委員	加藤 礼二	鳥取県教育委員会事務局美術館整備局長	整備活用分野
	中島 義晴	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長	造園学
	中原 斉	米子市経済部文化観光局文化振興課専門官	考古学
	花谷 浩	出雲弥生の森博物館長	考古学
	米原 功	上灘地区振興協議会長	地域代表
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官	
	高尾 浩司	鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課係長	
	根鈴 輝雄	倉吉博物館長	
	石賀 大生	倉吉博物館副館長	
事務局	小椋 博幸	倉吉市教育委員会教育長	
	山中 敏幸	倉吉市教育委員会事務局事務局長	
	藤井 貴男	倉吉市教育委員会事務局文化財課長	
	岡本 智則	倉吉市教育委員会事務局文化財課課長補佐兼文化財係長	
	加藤 誠司	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主幹	
	山増 諭美子	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主任	
	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課専門員	

■史跡大御堂廃寺跡整備検討委員会設置要綱 ※引用のため西暦表記無し

(設置)

第1条 史跡大御堂廃寺跡の整備のあり方について検討するため、史跡大御堂廃寺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 史跡大御堂廃寺跡の整備計画に関し必要な事項
- (2) その他、史跡大御堂廃寺跡に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急を要するとき、または開催が難しい状況であるときは、委員長が適当と認める方法による審議をもって会議に代えることができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、倉吉市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## 2 委員会の経過

令和2年（2020）8月から計3回の委員会を開催し、本計画について検討・協議した。審議経過の概要は以下のとおりである。



写真 1-1 第3回委員会

表 1-2 史跡大御堂廃寺整備基本計画策定委員会 審議経過

	開催日	内容
第1回委員会	令和2年（2020） 8月25日	全体の構成、計画対象範囲の確認、素案の検討（経緯・目的、史跡を取り巻く環境、史跡の概要、整備に向けた現状と課題、基本理念と基本方針）
第2回委員会	令和2年（2020） 10月28日	素案の検討（整備基本計画）
第3回委員会	令和3年（2021） 1月21日	素案の検討（事業計画）、パブリックコメントの結果と回答内容、素案内容の全体確認

## 3 その他の経過

委員会の部会として、令和2年（2020）12月3日に遺構検証部会を開催し、各遺構の規模等について検討・協議した。この部会の参加者は以下のとおりである。（P 88 巻末資料3 各遺構の詳細規模 参照）



写真 1-2 遺構検証部会

表 1-3 史跡大御堂廃寺整備基本計画策定委員会 遺構検証部会参加者一覧

	氏名	所属（職名）	備考
参加者	中原 斉	米子市経済部文化観光局文化振興課専門官	考古学
	箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部長	建築史・考古学
	花谷 浩	出雲弥生の森博物館長	考古学
事務局	藤井 貴男	倉吉市教育委員会事務局文化財課長	
	加藤 誠司	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主幹	
	山増 諭美子	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主任	
	小田 芳弘	倉吉市教育委員会事務局文化財課兼博物館主任学芸員	
	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課専門員	

また、「リス舎周辺及び集いの広場、大御堂廃寺跡活用方法・整備アイデア募集」を令和2年（2020）9月12日～令和2年10月6日に、パブリックコメントを令和2年12月22日～令和3年（2021）1月6日に実施した。なお、その内容を第3回委員会に諮り、回答文とともに倉吉市ホームページに公開した。

### 第3節 関連計画との関係

本史跡の整備を進めるにあたって関連する計画は以下のとおりである。各計画内容のうち、本史跡と関係する内容のみを要約もしくは抜粋している。

No	名称	内容・関係箇所（抜粋）	策定・改訂年月
①	倉吉市第11次総合計画『くらしよしふるさとビジョン』「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉」 【後期基本計画】 (平成28年(2016)～平成32年(2020))	<b>施策：貴重な歴史文化遺産を守り、伝える</b> <b>取組方針：文化財の積極的な情報発信</b> 歴史文化遺産が市民の身近になるように、文化財パンフレットの作成、案内板の整備、ウェブページの整備などにより、積極的に情報を発信する。また、文化財の公開、見学会、講演会などを積極的に開催し、文化財に触れる機会を創出する。学校教育、公民館活動などとの積極的な連携により、地域の文化財を活用した体験活動を推進する。 <b>史跡の整備と活用の推進</b> 地域と連携した維持管理を行い、市民の憩いの場・歴史教育の場として活用し、伯耆国分寺跡、法華寺畑遺跡の再整備を行い、利用者の利便性の向上を図る。伯耆国庁跡の整備計画を見直し、史跡の環境整備を推進する。	平成28年(2016)3月策定
②	都市計画用途地域指定 (倉吉都市計画基礎資料 平成30年(2018)4月)	<b>都市計画公園</b> 種別：特殊公園、公園名：史跡大御堂廃寺跡歴史公園 位置：駄経寺町二丁目、面積：4.33ha <b>準防火地域</b> (昭和32年9月指定) (倉吉都市計画総括図 用途地域—都市計画公園・緑地)	平成24年(2012)3月指定
③	倉吉都市計画マスタープラン (平成27年(2015)～平成47年(2035))	<b>◆現状と課題 県立美術館整備への対応推進</b> 倉吉パークスクエア内のラグビー場に建設されることが決まった県立美術館については、今後、周辺施設との連携や交通環境の整備など、県立美術館の機能が最大限に発揮されるまちづくりに取組んでいく必要がある。 <b>◆目標：[快適]</b> 交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり— <b>史跡を活用した環境整備</b> <b>目標：[活気]</b> 良好な居住環境を保ち、活気あふれるまちづくり— <b>歴史文化と調和した市街地形成・県立美術館の整備に伴う環境整備</b> <b>目標：[魅力]</b> 自然・歴史・文化の魅力を活かしたまちづくり— <b>歴史的景観や自然景観の保全</b> <b>◆中心拠点、さらに歴史・文化拠点に位置付けられている。</b> <b>中心拠点</b> 中部圏域の玄関口である駅周辺地区や歴史的な街なみの残る打吹地区などの中心市街地を中心拠点と位置付け、中核都市にふさわしい商業・文化などの多様な都市機能の増進と良好な街なみづくりを進める。 <b>歴史・文化拠点</b> 大御堂廃寺跡歴史公園やコンベンション等の中心施設である倉吉未来中心などを配する倉吉パークスクエアや鳥取短期大学、鳥取看護大学などを配するエリアを歴史・文化拠点に位置付け、文化振興等の環境整備を進める。	平成20年(2008)7月策定 平成30年(2018)2月見直し

		<p>◆<b>全体構想 市街地整備方針 基本的な考え方</b>  <b>歴史・文化と調和した市街地の形成</b> 倉吉パークスクエアにおける県立美術館の整備をはじめとし、歴史・文化施設の機能の充実を図り、これらと連携した市街地の形成を図る。</p> <p>◆<b>地域別構想 中央地域</b>（上灘、成徳、明倫）は「懐かしさと季節を感じるまちづくり」</p> <p><b>概況</b>:上灘地区の倉吉パークスクエアは、工場跡地に文化・観光・娯楽・コンベンション機能を配置した複合拠点であり、同地には、倉吉未来中心や史跡大御堂廃寺跡歴史公園などを有するほか、県立美術館の建設が予定されている。</p> <p><b>都市施設整備上の課題</b>：史跡大御堂廃寺跡歴史公園の整備・活用を図る。</p> <p><b>市街地整備上の課題</b>：建設予定の県立美術館を活かし、地域活性化に繋がる周辺環境等の整備を検討する。</p> <p><b>都市施設の整備方針</b>：打吹公園・大御堂廃寺跡等の地域資源としての活用 倉吉市のシンボルである打吹公園や史跡大御堂廃寺跡歴史公園等の歴史・文化資源を地域資源として活用し、特色ある公園施設の整備を図る。</p> <p><b>市街地整備方針：歴史と文化の香る中心市街地の活性化</b>          上灘地区は、建設予定の県立美術館を効果的に活用したまちづくりを進めるとともに、白壁土蔵群周辺観光エリアとの連携を深める歩行空間等の整備を図る。</p>	
④	<p>倉吉市中心市街地活性化基本計画（平成27年（2015）～平成31年（2019））</p>	<p><b>基本的な方針</b>：生活文化の薫る歴史的街並みを活かした観光・交流拠点のまちづくり</p> <p><b>目標</b>：歴史的・文化的資源を活かした回遊型観光のまち</p> <p>倉吉駅周辺地区と打吹地区の間をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域には、図書館や記念館、交流施設等で構成される大規模な文化複合施設「パークスクエア」が立地し、倉吉市の中心となる文化施設等の集積が見られる。</p> <p>※大御堂廃寺跡で実施される中心市街地活性化事業「中部発！食のみやこフェスティバル」</p>	<p>平成27年（2015）7月策定          平成30年（2018）3月変更</p>
⑤	<p>倉吉教育振興基本計画</p>	<p><b>重点施策：文化財の保存、活用、伝承 ～本物に触れ、学び、伝える～</b> 市内には、数多くの歴史文化遺産がある。これらを保護し、積極的に公開・活用することによって、郷土を愛する心、豊かな人間性を育てることができる。歴史文化遺産に触れ、豊かな情操を養うとともに、地域への理解と絆を深め、倉吉に暮らすことに愛着と誇りを感じられる環境づくりを進める。</p> <p><b>主要施策：史跡の整備と活用の推進</b> 史跡の保存、維持管理、整備等の推進 地域と連携した維持管理を行う。市民の憩いの場・歴史教育の場として活用する。</p>	<p>平成23年（2011）3月策定          平成28年（2016）3月変更</p>

<p>⑥</p>	<p>鳥取県立美術館整備基本計画（鳥取県教育委員会）</p>	<p><b>まちを「つくる」</b> 大御堂廃寺跡と連携したのびやかで広がりのある美術館</p> <p><b>つたえる・たのしむ（展示）</b> 《企画展示》隣接する国史跡大御堂廃寺跡の持つ歴史風土を活かした展覧会の実施</p> <p><b>施設整備の基本的な方針</b> 倉吉パークスクエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果（相乗効果）の発揮</p> <p><b>施設設備 配置・動線等</b> 南側に面する大御堂廃寺跡への眺望の確保</p> <p><b>敷地利用計画</b> 隣接する大御堂廃寺跡の広々とした空間と連携し、多くの人を呼び込み親しまれる空間を設け、美術館のどの方向からも、誰もが気軽に、立ち寄りやすいオープンな施設とする。</p> <p><b>利用促進策</b> 倉吉パークスクエア全体や大御堂廃寺跡との連携による利用促進、大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の開催</p>	<p>平成30年（2018） 7月策定</p>
<p>⑦</p>	<p>倉吉市景観計画</p>	<p>大御堂廃寺跡は、景観計画区域のうち景観形成上特に重要な区域（<b>景観形成重点区域</b>）として定める。住民が身近に憩い、親しみ、ふれあう場所として活用している都市公園、史跡（以下都市公園等）のうち、特に重要な都市公園等について、<b>景観重要公園</b>（景観重要公共施設（公園））と定める。</p> <p>大御堂廃寺跡は、7世紀中頃に創建された山陰の最古級の本格的寺院跡で、鬼瓦、銅製匙、木製祭祀具、仏具の鋳型などの貴重な出土遺物が発見されている。平成21年度に多目的に利用できる芝生広場として暫定整備し、市街地における都市生活にゆとりと潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としての機能を有する貴重な空間として活用されている。</p> <p><b>景観重要公園の整備に関する方針：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○来訪者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとし、良好な公園緑地景観を形成している緑や歴史的遺構等と調和する形態意匠とする。</li> <li>○良好な公園緑地景観を維持するため、極力自然素材を用いた整備を行う。維持管理等のためにやむをえず人工物を使用する場合には、形態意匠・素材等に配慮する。</li> <li>○公園にあった樹木の選定、植え替え・枝払い等を行い、良好な公園緑地景観の維持に努める。</li> </ul>	



		<p><b>景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の基準（都市公園法第4条、第5条1項又は第6条第1項もしくは第3項の許可の基準）</b></p> <p>良好な公園緑地景観の維持は、管理者が主体となっていくところであるが、公園内を活用する上で、工作物その他の物件又は施設の設置（以下「工作物等」とする。）が必要であることから、占用をおこなう際に下記の項目を満たすことを求める。</p> <p>なお、管理者による景観重要公園内における良好な景観に関する計画（史跡等管理計画など）が別にある場合は、この限りではない。</p> <p>○工作物等の配置は、来訪者の安全性と快適性を確保しつつ、良好な公園緑地景観の維持のため、良好な公園緑地を形成している樹木・植栽や歴史的遺構等を阻害しないよう配慮し、公園全体の見通しを遮らないようにすること。</p> <p>○工作物等の形態意匠は、公園内の公園緑地景観を形成する樹木・植栽や歴史的遺構と調和し、また、憩いの場として落ち着きを感じられるものとする。ただし、すでに定着しているイメージが認められるもの及び期間を限定して行われるものについては、その限りではない。</p>	
<p>⑧</p>	<p>鳥取県文化財保存活用大綱</p>	<p><b>○課題：</b></p> <p>鳥取県の文化財における行政側の課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の価値や魅力を伝える手法の工夫不足：観光や地域振興に資するものとして、国内外への情報発信が十分ではなく、ホームページ等の多言語化やSNSなどのツールを活用し、わかりやすく効果的な情報発信をする必要がある。</li> <li>・文化財の専門性を有し、かつ活用に関し適切な助言ができる職員の育成と組織体制の検討・整備を行う必要がある。</li> </ul> <p>史跡での課題：</p> <p><b>【保存・継承】</b> 国・県指定されている史跡では、指定地の全域ないし一部が公有地化されているものもあるが、予算の事情などにより整備が行われていないため史跡（文化財）としての認識がなく、歴史的に貴重な場所であることに気が付かれない事例が多い。</p> <p><b>【公開・活用】</b> 効果的な公開・活用のためには史跡整備を行うことが望ましいが、公有地化も含め多額な予算が必要となる。遺構表示と解説板がある程度でも歴史的空間としてイベント等に対応する機能は果たすが、一般の方がストーリーを理解するにはなかなか至らない。活用方法については、保存活用計画の策定等による保存に影響を及ぼさないためのルール作りが必要である。また、持続的に活用していくためには除草等の維持管理が必要となるが、そのランニングコストは官民間わず負担となる。</p>	<p>令和2年（2020） 3月策定</p>

		<p><b>○文化財の保存と活用に関する理念：</b> 県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へと繋げる。</p> <p><b>○文化財の保存・活用の方針：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化遺産の魅力を活かした地域活性化を進める。</li><li>・県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育む。</li><li>・貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用する。</li></ul> <p><b>○関連文化財群とそのストーリー：</b> 大御堂廃寺跡は、「(5) 白鳳寺院から大山・三徳山 - 知られざる鳥取の仏教文化 -」に含まれている。</p>	
--	--	---	--